

委員会の県内外調査について

【平成 23 年 5 月 6 日各派世話人会改正】

(県内調査)

常任委員会
特別委員会

原則として日帰り調査を 2 回程度実施。
日帰りの調査を適宜実施することができる。

(県外調査)

常任委員会
特別委員会
議会運営委員会

2 泊 3 日以内の行程で 1 回実施することができる。
1 泊 2 日以内の行程で 1 回実施することができる。
2 泊 3 日以内の行程で 1 回実施することができる。

◆ 常任委員会の県内調査日程案（平成30年度）

【日程案】

平成30年7月18日（水）	8月 6日（月）
7月19日（木）	8月 7日（火）
7月20日（金）	8月 8日（水）

※ ただし、教育警察常任委員会について、学校の夏休み期間を除く必要がある場合は、7月4日（水）、7月5日（木）の設定としても可。

委員会名	県内調査日程
総務地域連携常任委員会	
戦略企画雇用経済常任委員会	
環境生活農林水産常任委員会	
医療保健子ども福祉病院常任委員会	
防災県土整備企業常任委員会	
教育警察常任委員会	